

＜膵臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準（心停止下） の法改正に係る主なご意見

・脳死下からの臓器提供者適応基準に統一してはどうか

（2.（4）～（10）については心停止下の場合に設けられている項目）

1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。
 - （1）全身性の活動性感染症
 - （2）HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原、HCV抗体などが陽性
 - （3）クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い
 - （4）悪性腫瘍（原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。）

2. 以下の疾患又は状態を伴う場合には、移植の適応を慎重に検討する。
 - （1）細菌感染を伴う腹部外傷
 - （2）膵の機能的又は器質的障害
 - （3）糖尿病の既往
 - （4）一過性の心停止
 - （5）低血圧
 - （6）低酸素血症
 - （7）無尿
 - （8）高Na血症
 - （9）ノルアドレナリンや15 μ g/kg/分以上のドーパミンの投与
 - （10）膵機能、肝機能の異常値

3. 年齢：40歳以下が望ましい。
 - ・60歳へ引き上げてはどうか。
 - ・年齢について下限を設けるか。

付記 上記の基準は適宜見直されること。